2026 年 10 月 1 日

京阪ホテルズ＆リゾーツ株式会社

リクルート活動における行動規範について

このたび、法令に基づきリクルート活動における行動規範の策定を行い、従業員および求職者に周知することといたしました。学生から面談の依頼等があった際は、下記の行動規範に則り、採用活動をいたします。

記

リクルート活動における行動規範

１．社員への周知啓発

就活ハラスメントの防止を徹底するため、採用活動に関わる社員に対して、リクルート活動における行動規範の内容を周知・徹底いたします。

２．リクルート活動（面談）のルール

（１）面談場所

オンラインもしくは対面で実施する。対面で実施する場合は、会社もしくは学校内の施設や合同説明会等ではオープンスペースを利用する。飲酒を伴う面談は行わない。

（２）対応時間

就業時間内に行うものとし、18 時以降の面談は一切禁止とする。

（３）学生との連絡手段

基本的には総務人事 新卒採用担当者が学生と連絡を取るが、必要が生じた際には、社用のメールや電話を用い、個人用は使用しない。LINE や Instagram 等の SNS は使用しない。

（４）会社への報告

卒業校からの依頼などで面談する際は、以下の事項について会社に事前報告および事後報告を行う。

・面談日時
・面談場所
・学生の学校名及び氏名
・面談の所感等

（５）就活生に対するハラスメントの禁止

社員は、立場の違いを利用したあらゆるハラスメント行為を行ってはならない。

以 上